

環衛第 1027 号

平成 31 年 4 月 1 日

公益社団法人 大阪食品衛生協会 様

大阪府健康医療部長

平成 31 年度ゴキブリ駆除強調月間の実施について（通知）

日頃から本府ねずみ・衛生害虫駆除行政の推進に格段の御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、毎年実施いたしております標記月間を、本年度も別添実施要領に基づき、府内一斉に実施することといたしました。

つきましては、標記月間の運動を盛り上げ、より一層の駆除効果を発揮させるため、貴会の御協賛をお願いするとともに、会員の皆様方にも本月間の趣旨を周知いただき、その実践に格段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

連絡先

大阪府健康医療部環境衛生課

生活衛生グループ 辻野、杉本、加藤

電話 06-6944-9180 (ダイヤルイン)

FAX 06-6944-6707

E-mail : kankyoeisei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

平成31年度ゴキブリ駆除強調月間実施要領

- 1 目 的 府民のゴキブリ駆除に対する関心と実践意欲を高め、府内一斉に効果的な駆除運動を推進することによって、消化器系感染症や食中毒の未然防止と健康で快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。
- 2 実施区域 府内全域（大阪市域を除く。）
- 3 実施期間 令和元年6月1日（土）から令和元年6月30日（日）まで
- 4 実施主体 大阪府及び府内各市町村（大阪市を除く。）
- 5 協 賛 一般社団法人 大阪府ペストコントロール協会
一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
一般社団法人 関西環境開発センター
一般財団法人 大阪防疫協会
公益社団法人 大阪食品衛生協会
一般社団法人 大阪エイフボランタリーネットワーク
- 6 実施対象 住宅、工場・事業場・学校等の事務所や給食施設、食品取扱施設等
- 7 実施方法
 - (1) 市町村は、その地域を所管する府保健所と協力し、地区組織等関係団体と十分な連絡をとり、一般家庭に対して、一斉の駆除作業を積極的に推進するよう呼びかけること。
 - (2) 市町村と府保健所は、相互の連絡を密にし、工場・事業場・学校等の管理者等に、駆除計画の樹立及び駆除作業に関して適切な指導を行うこと。
 - (3) 府保健所は、飲食営業施設等の食品取扱施設において、本月間を契機として、駆除がより徹底されるよう指導すること。
 - (4) 駆除の指導に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 駆除方法には、別紙ゴキブリ駆除要領のとおり種々の方法があるが、作業実施場所の実態に即した適切な駆除方法を指導すること。
 - イ 殺虫剤を使用する場合、人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮して、まずは、発生源対策、侵入防止対策等を行うよう指導すること。
 - ウ 殺虫剤を使用する際は、使用上の注意事項を周知徹底すること。特に、殺虫剤の誤飲、誤食による事故が生じないよう万全を期すよう指導すること。
- 8 大阪府及び市町村の広報活動
 - (1) 報道機関に対しては、行事の具体的な実施計画等を積極的に資料提供すること。
 - (2) 市町村、その他関係団体で広報紙や機関紙を有するところは、本運動の記事を掲載するよう努めること。
 - (3) 府保健所及び市町村は、機会を設け本運動の周知に努めること。
- 9 講習会等の開催 市町村は、その地域を所管する府保健所と協力し、各地域の実状にあった講習会等を開催し、駆除の推進と作業能率の向上を図ること。
- 10 報 告 市町村は、本月間の実施状況について、実施報告書「別紙」を作成し、府保健所（堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市は直接、大阪府健康医療部環境衛生課）へ令和元年8月30日（金）までに提出すること。府保健所は、管内市町村の実施報告をとりまとめるうえ、令和元年9月27日（金）までに大阪府健康医療部環境衛生課へ提出すること。
なお、未実施の場合もその旨報告すること。

(別紙) ゴキブリ駆除要領

駆除方法	使用薬剤	散布基準	実施対象	注意事項
<p>残留塗布法</p> <p>ゴキブリの通路に残効性の長い殺虫剤の乳剤か油剤を刷毛又は筆で幅5~10cmの帯状に塗布する。</p> <p>塗布場所は台所の調理台や流し・ガスコンロの下・水屋・戸棚の中・引出しの側面及び裏面・冷蔵庫・レンジのうしろ等。</p>	<p>フェントロチオン ダイアジノン フェンチオン 等</p> <p>有機リン系殺虫剤の乳剤、油剤</p> <p>フェントリン ペルメトリン 等</p> <p>ピレスロイド系殺虫剤の水溶性乳剤</p> <p>プロポクスル</p> <p>カーバメート系殺虫剤の油剤</p>	<p>乳剤は 5~20 倍液</p> <p>油剤は原液</p>	<p>住宅の台所 食堂</p> <p>事務所の湯 沸し室等の 小規模施設</p>	<p>①食物は、あらかじめ別の部屋に移し、直接殺虫剤に接触しないようにすること。</p> <p>②食器・引出し・引戸の取っ手になどに殺虫剤がかからないようにすること。</p>
<p>残留噴霧法</p> <p>上記と同様の場所に噴霧器を使用して帯状に散布する。</p> <p>なお、引出しの奥・流し台の下(配水管の周囲)・調理セットと壁の間へも霧を吹き込むことにより効果があり、ゴキブリ用エアゾールが市販されているので利用してもよい。</p>	<p>同上</p> <p>上記有機リン系殺虫剤とフタルスリン、レスメトリン等のピレスロイド系殺虫剤との混合剤も市販されている。</p>	<p>同上</p> <p>50 ml/m²</p>	<p>台所・レスト ラン事務所・寮の食 堂・調理場 等比較的大 きな施設</p>	<p>③乳剤は、希釈後直ちに使用し、残った場合は適宜処分すること。</p> <p>④使用後は、手・衣類・マスク等はもちろんのこと容器・器具も洗剤を用いてよく洗うこと。</p>
<p>煙霧法</p> <p>油剤を煙霧器にかけてガス状にする方法で、器物を濡らしたり、汚損することが少なく、手軽に屋内害虫を駆除することができる。</p> <p>速効性であるが残効性がなく、上記残留処理法との併用が望ましい。</p>	<p>ジクロロボス 等</p> <p>有機リン系殺虫剤の油剤</p> <p>フタルスリン レスメトリン 等</p> <p>ピレスロイド系殺虫剤の油剤</p> <p>上記2種(有機リン系・ピレスロイド系)の混合油剤も市販されている。</p>	<p>2~3 ml/m³</p>	<p>住宅・店舗・事務所・倉庫等の大きな施設</p> <p>また、天井・床下・ダストシュート・下水管等</p>	<p>④使用後は、手・衣類・マスク等はもちろんのこと容器・器具も洗剤を用いてよく洗うこと。</p>
<p>超微量散布法</p> <p>高濃度微量散布法と呼ばれ、従来の低濃度多量散布に対し、ULV(超微量散布)と略称されている。</p> <p>ULV散布器により細かい粒子(1~15 ミクロン)の霧を室内空間の隅々に満たすことができる。</p>	<p>フェントリン ペルメトリン 等</p> <p>ピレスロイド系殺虫剤の水溶性乳剤</p>	<p>1~2 倍液</p> <p>2~3 ml/m³</p>	<p>同上</p>	
<p>毒餌法</p> <p>ゴキブリが好む餌に有機リン系殺虫剤、ホウ酸等を混ぜた毒餌(固形・粉状)が市販されている。</p>	<p>トリクロロホン フェントロチオン 等</p> <p>有機リン系殺虫剤を含む</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>乳幼児の手の届かない所に配置し、誤食のないように十分注意すること。</p>
<p>トラップ法</p> <p>ゴキブリ駆除(捕集)用のトラップが各種市販されている。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>この方法だけでは完全な駆除は望み得ないため、上記方法との併用が必要である。</p>

(注)なお、薬剤の選定にあたっては、薬剤抵抗性を獲得させないよう留意してください。

殺虫剤使用上の注意事項

- 1 人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮すること。
そのため、発生源対策、侵入防止対策等を併せて行うこと。
- 2 殺虫剤の使用説明書、ラベル等をよく読み、用法、用量、注意事項を守って正しく使用すること。
- 3 殺虫剤(特にエアゾール・油剤)は火気を避け、子供の手の届かないところに保管すること。また、直射日光のあたる場所や高温多湿の場所での保管は避けること。
- 4 殺虫剤(特に乳剤)を空ビン・空カン等に分けたときは、飲物、特に牛乳等と間違えて誤飲することがあるので取扱いに注意すること。
- 5 殺虫剤を取扱うときは手袋・マスク等を使用するとともに、作業後には石けんで手や露出部をよく洗うこと。
- 6 食品、食器、おもちゃ、ペット動物、飼料等に殺虫剤がかからないようにすること。
- 7 殺虫剤散布後は、室内の換気を十分に行うこと。
- 8 使用後の殺虫剤、器具、空ビン、空カン等は完全に処理すること。
- 9 万が一誤飲したり、散布後身体に異常を感じたときは、ラベルに表示された主成分の名称を告げて、直ちに医師の診察を受けること。